

岩手県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
みやもと皮膚科クリニック	北上市柳原町五丁目12番9号	令和3年4月20日